

# 日本銀行金買入法小論

——管理通貨制移行と金政策覚書——

伊藤 正直

## はじめに

一九三〇年（昭和五年）一月に主要資本主義国のなかで最も遅れて金解禁を実施した日本は、翌三一年一二月には早くも金輸出再禁止・金兌換停止に追いこまれた。日清戦争賠償金を槓杆に金為替本位的傾斜を色濃く持ちつつ一九世紀末葉に確立したわが国金本位制は、この金輸出禁止・金兌換停止によって最終的に放棄を余儀なくされたのである。金輸出再禁止後日本資本主義は急速に恐慌脱出・景気回復をなしとげていくが、この槓杆となったのが管理通貨制を基礎とし財政金融政策を軸とするスペンディング・ポリシーであったことは、これまでしばしば指摘されているところである。<sup>①</sup>金輸出再禁止後、為替相場は直ちに大幅な低下をとげ、その後資本逃避防止法、外為管理法、外国為替基金制度、為替資金日銀集中措置等の為替管理・貿易管理が次第に強化されるとともに、日銀保証準備発行限度の大幅拡張、日銀公債引受方式の案出等強いインフレ・バイアスのかかった通貨管理が展開されていった。低為替・財政膨張による景気回復・恐慌脱出がはかられ、その過程で為替管理・通貨

管理が段階的に強化されていったのである。戦前日本資本主義において、管理通貨制は以上のような過程を経ることによって確立したといえよう。<sup>(2)</sup>

ところで、ここで注目しておきたいことはかかる為替管理・通貨管理とならんで一種の金管理ともいべき金政策が当該期にとられていることである。産金時価買上の実施(三二年三月)、日本銀行金買入法施行(三四年四月)、金準備評価法制定・金資金特別会計設置(三七年八月)がそれである。管理通貨制とは、直接には中央銀行の通貨供給を金準備による束縛から解き放ち価格標準の固定性を喪失せしめること、そしてそれによって中央銀行の通貨供給を独立的に拡大しうることにその本質を求めることが出来る。また、より広くは世界経済と国内経済の金移動を媒介とする連関を金兌換停止というスクリーンによって間接化し、国内均衡の確保・資本蓄積の促進を一国的・個別的に追求しうる体制として把えることも出来る。ケインズの言葉を使えば「金の貨幣的資格を失なわしめること」「金を固苦しい国内的標準として使用することはやめる」<sup>(3)</sup>ことを不可欠の前提として、「有効需要」の創出を財政金融政策を軸に図っていく体制こそが管理通貨制に他ならないのである。従って金の持つ通貨面での意義Ⅱ金準備と通貨発行の直接的対応関係は金兌換停止によって決定的に転換したのであり、その国民経済上の意義は外見的には大きく「低下」したといわねばならない。では、金の意義が兌換停止によってこのように「低下」したにも拘らず、当該期に金本位制下に比してより厳格な金管理・金政策が展開されたのは何故であろうか。又いかなる理由に基いているのか。金の国内的意義は低下したが国際決済手段としての意義は決して低下せずそのために金管理政策が強化されたのであろうか。<sup>(4)</sup>或いは、ケインズの主張したように金の国内価格標準としての機能を喪失せしめるためにこそ金管理がなされたのであろうか。<sup>(5)</sup>また或いは、金価格上昇が国内物価上昇・好況

をもたらずとして金管理がなされたのであろうか。<sup>(6)</sup> 当該期の金管理政策については、これまで以上のような説明がなされてきた。しかし、当該期の金政策・金管理が、何を契機にいかなる必要性からどのような位置付けをもつて展開されてきたのかという点については、今日なお具体的には明らかにされていないように思われる。この検討のためには、当該期の金が有していた国内的機能と対外的機能をその両面から相互に関連させて把握することが必要であらう。

本小論は、凡そ以上のような問題関心から管理通貨制移行期におけるわが国金政策の意義・性格を、直接には三四年四月に施行された日本銀行金買入法を対象として検討せんとするものであるが、検討を進めるうえで予め次の二点を分析視角として設定しておきたい。

第一は、国際金本位制崩壊の一環としてわが国金本位制の崩壊・管理通貨制への移行を把えることである。世界大恐慌は二〇年代に再建された多角的決済機構と多角的貿易網を崩壊せしめ、それまでまがりなりにも保たれていた世界経済の統一性を「解体」に追いこんだ。<sup>(7)</sup> 三〇年代前半の世界的な金本位制の崩壊、管理通貨制への移行はかかる世界恐慌の一帰結としてあったのであり、それは日本も例外ではなかったからである。更に戦前日本資本主義の再生産<sup>(8)</sup>蓄積構造における対外的規定性の強さを考えるならば、世界経済の「解体」という動態のなかに、日本の管理通貨制移行を位置付けることはより積極的根拠をもつといえよう(例えば、日本の金本位停止が直接には他律的契機によって強制されたことを想起せよ)。<sup>(8)</sup>

第二は、為替、貿易等との関連を重視して金政策・金管理問題を検討することである。後述するように、わが国金政策の政策面での推移は明らかに国際収支状態の変化を節目にしており、金政策の国内的転換もこの対外的

側面の変化を前提としてなされていると考えられるからである。

以下、まず産金時価買上から日銀金買入法制定に至る時期の金政策の特徴を検討し、次いで日銀金買入法制定過程における政策意図、制定の客観的根拠をみ、さらに日銀金買入法の具体的機能とその帰結をみたいと思う。そして、かかる検討を通してわが国管理通貨制の特質把握のための手掛りを得たい。本小論はかかる課題に接近するための覚書である。

(1) 例えば、宮本憲一「昭和恐慌と財政政策」(『講座日本資本主義発達史論』Ⅲ、日本評論社、一九六八年)、長幸男『昭和恐慌』(岩波書店、一九七三年)、林健久他著『講座帝国主義の研究』6日本資本主義、第3章(青木書店、一九七三年)、三和良一「高橋財政期の経済政策」(『東大社研編『戦時日本経済』、東京大学出版会、一九七九年)等をさしあたり参照されたい。

(2) 戦前日本資本主義における管理通貨制の確立過程を以上のように把握することに対しては、おそらくいくつかの批判が存在するであろう。というのは、「高橋財政が否定されてからの歴史展開」は「国家独占資本主義的政策が、経済法則の枠内では力能の限界に達した時に」登場する日本ファシズムの「暴力的抑圧の体系」に他ならないという理解(前掲三和論文、一七一頁)、或いは戦時統制経済、戦時国独資を本来の国独資とは離れた「異常なもの」として把握する理解が存在するからである。この点についての具体的検討はここでは到底行ないえないが、この見解は第二次大戦後の国独資体制にひきつけすぎて当該期を把握しようとしているように思われる。「戦争そのものが単なる偶然とは判断しえず、戦時統制が戦争に際し一国にとって緊急不可欠な措置として必然化されるものである限り、『異常』な戦時統制もそれに先行する『正常』な時期の真只中から不可避に生み出されてこざるをえない」こと(原朗「戦時経済統制の一考察」三一三頁、『日本資本主義 展開と論理』東京大学出版会、一九七八年)、高橋財政期の景気回復、恐慌脱出過程において、「満州」・朝鮮等の植民地市場、軍事費の拡大が民間設備投資の拡大を軸としつつもなお不可欠の構成要素をなしていたこと等を考えるならば、国独資体系の限界からファシズム的蓄積体系が生まれたとする把握、正常な国独資から異常な戦時国独資への転換をとげたとする把握には与することが出来ないのである。

(3) R・H・ハロッド『ケインズ伝』(塩野谷九十九訳、東洋経済新報社、一九六七年)。

(4) 例えば、三宅義夫『金』(岩波書店、一九六八年、八四―七頁)。

(5) この点について詳しくは、建部正義『管理通貨制度と現代』(新評論、一九八〇年)第四章ケインズの「管理通貨制度」論について、を参照。

(6) 一九三四年のアメリカ金準備法は明確にこうした意図をもってなされたものとされている。詳しくは馬場宏二「國際通貨問題」(講座帝國主義の研究)2世界経済、日本評論社、一九七五年、一五八頁、一七三―八頁)を参照。

(7) H・W・アーンスト『世界大不況の教訓』(東洋経済新報社、一九七八年)、前掲馬場論文。

(8) 金本位停止の直接の契機は、イギリス金本位停止による投機的短資流出の激化と、同じ理由による外貨資金の流動性の喪失、それらへの対応としての金本位正貨流出の激化にあった。

## 一 為替相場低落と産金時価買上<sup>(1)</sup>

金輸出再禁止以後明確な形で金政策が提起されたのは、三二年三月の産金時価買上政策の開始——「金地金買上並輸出手続」の制定——においてであった。この産金時価買上政策の開始について、当時大蔵省は次のようにその位置付けを述べていた。<sup>(2)</sup>

一、昭和六年一二月金ノ輸出禁止セラルルニ伴ヒ外国為替相場低落シ從テ内地金地金相場ハ騰貴セルモノ内地市場ニ於ケル金地金ノ需給關係ハ供給過多ノ状態ニ在ル為メ産金業者ハ其産金ヲ市場ニ売尽ス能ハズ相場モ其希望スル如キ高値ヲ示サス金地金取引ハ一時停頓ノ現状ニ在リタリ。茲ニ於テ産金業者ハ同年十二月以來再三陳情書ヲ提出シ……政府又ハ日本銀行ニ於テ為替相場ニ依ル時価ヲ標準トシテ買上相成度旨願出デタリ。

二、抑産金業者ノ窮状ヲ救済シ産金額ヲ増加スベキ根本策トシテハ大体為替相場ヲ基準トスル相場ニヨリ政府又ハ日本銀行ニ於テ買上グルコト適當ナランモノ日本銀行ハ其正貨準備充當價格カ一匁五円タルヲ要ス關係上五円ヨリ高キ價格ヲ以テ買

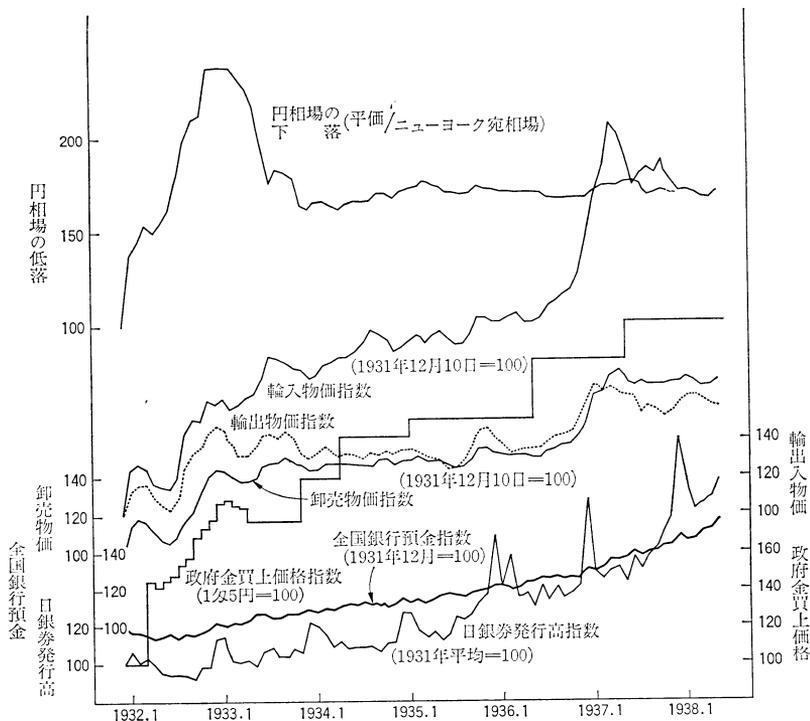
上グルコト能ハズ（日本銀行が輸出ヲ前提トシテ買上グルコトハ問題外トス）。故ニ政府ニ於テ其ノ海外払ニ充ツル為外國為替ヲ買入レ海外送金ヲ為ス代リニ国庫ノ勘定ニテ金ヲ買上ゲ之ヲ海外ニ現送シテ其海外支払ニ充当スルコト妥当ノ方法ナリト認メラレタリ。蓋シ政府ハ当時一ヶ月平均七百万円程度ノ海外払ヲ要セシガ為為替送金ノ方法ヲ採リ為替相場ノ低落セルダケハ貨幣交換差金ヲ歳出予算ヲ以テ補填シ居レリ。然ルニ内地ヨリ正貨ヲ現送スルトキハ其額ダケ為替買入レヲ省略シ得ルヲ以テ為替相場ノ範圍内ニ於テ地金ヲ買上グルニ於テハ結局国庫ノ負担ヲ加重スルコトナクシテ産金ヲ保護シ得ル次第ナリ。

また、『日本銀行沿革史』もややニュアンスを異にしているが、ほぼ同様の趣旨を次のように述べている。<sup>(3)</sup>

金輸出再禁止に伴う外国為替相場の暴落によって、金の市価は貨幣法の基準を離れて騰貴したため、産金業者から金買上価格引上げの要望があり、それとともに金地金の海外逃避の恐れも生じた。一方政府においても、外貨債の利払その他海外支払を金の現送によって決済することは為替相場の上からも財政上からも有利とする事情にあった。そこで政府は昭和七年三月四日「金地金買上並輸出手続」を制定し、時価による金地金の買上を行なうとともに、これを海外支払に充当することとした。金買上価格は一グラム一元九十三銭（一匁七円二十五銭）で同月十六日から買入を開始し、その後買入価格は度々改訂され、昭和九年四月の日本銀行買入法施行前の最終価格は一グラム二元六十五銭（一匁九円九十三銭）となった。

以上の記述によれば、産金時価買上は、直接には産金業者保護・産金奨励と政府財政負担の軽減という二点から意義づけられていることが判明する。すなわち、為替相場下落による産金業者の経営困難（金輸出禁止によって金の輸出が不可能となり金市場が狭隘化したこと、金価格の騰貴によって公定買上価格との乖離が大きくなり生産意欲が減退したこと、為替相場の低落により金生産費が上昇し利潤率が低下したこと等が原因とされている）への対応として、また同じく為替相場の下落による政府海外払額の増大（外貨建債券、外貨支払の場合は円支払額は相場低下に反比例して増加する）への対応として、産金時価買上が開始されたのである。こうして、産金時価買上開始後、第1表に示されて

日本銀行金買入法小論 (伊藤)



第1図 為替・物価・金・通貨

注(1) 大蔵省『金融事項参考書』, 同『財政金融統計月報』第5号より作成

いるように、三二年中には三万七千kg、七七七六万円、三三年～三四年二月には二万kg、五一〇五万円が買上げられ、それぞれそのうちの七三六二万円、二〇九二万円にあたる金が海外に現送された。また、第1図に示されているように金買上価格は、三二年三月に公定価格一匁五円から一挙に四五%引き上げられその後も度々改訂された。

この意味では、産金時価買上は、当時の大蔵省の位置付けに沿って、いわば直接的要請に應えるものとしてあったといつてよいであろう。しかし、当該期における為替・物価・通貨の動向を射程に入れるな

第1表 政府・日銀金買上額並現送額  
(kg:1000円)

	買上		現送	
	数量	金額	数量	金額
1932	36,911	77,762	35,267	73,622
33	20,591	51,054	8,413	20,925
34	19,032	56,169	0	0
35	32,538	102,089	0	0
36	34,440	116,918	0	0
37	124,363	434,773	107,986	415,413
38	71,798	275,160	82,259	324,675
39	99,664	383,712	95,859	417,734
40	66,078	254,398	47,912	226,163
41	58,440	226,909	10,098	47,185

(1) 日銀「満州事变以後の財政金融史」(『日本金融史資料』昭和編、第27巻)その他より。

(2) 1932~1934.3は政府買入分、1934.4~1937.8は、日銀買入分、1937.8~1941は金資金特別会計分。

(3) 買入先は「満州」も含む。

らば、産金時価買上の持つ意義はかかる直接的要請に應えるという以上のものがあつたと考えられる。そこで、当期の為替・物価・通貨の動向を検討することによって、産金時価買上がいかなる意義を有していたのかという点をもう少し立ち入ってみることにしよう。

周知の如く金輸出再禁止以降わが国の為替相場は急激に低落した。輸出入物価指数との対応をみるために逆数でとってあるが、その低落がいかに激しいものであつたかは第一図に明確に示されている。一年中に四九・四四ドルから三四・五〇ドルにまで低下した対米為替相場は、三二年

五月には三二ドル、七月二七ドル、一〇月二三ドルとつるべ落として下落をとげ同年末には遂に二〇ドルを割るまでになつた。その後三三年三月から三四年ははじめにかけて為替相場は逆に三〇ドル台にまで反騰し三四年以降はほぼ安定した水準を保持している。三三年三月以降の対米為替相場の変動は主としてアメリカ金本位停止・平価切下げによるものであり、同年三月に為替基準となつた日英相場は同じ時期ほぼ安定しているので、三三年春以降わが国の為替相場は一応低位に安定したといえよう。

では、三二年中における急激な為替低落、三三年以降の為替相場の低位安定の原因は何に求められるであろうか。上海事変、「満州国」建国、団琢磨・井上準之助の暗殺、五・一五事件といった内外の政治情勢・社会情勢

が為替市場を不安定化したことはいうまでもないが、経済的ファクターに限定すれば為替低落の要因として以下の五点を指摘しうる。①円の過大評価（物価の相対的割高）の是正、②上海・大連市場、内地市場における思惑的・投機的為替介入と短資流出、③関税改正等による為替下落見込みに基づく輸入為替の先行、④満州事件費、時局匡救費等による財政膨張、赤字公債の発行による通貨膨張の可能性、⑤正貨・外貨準備の貧困。三二年中の為替低落は、これらの要因が絡みあつて進行したものと考えられるが、ここで注目すべきは、第2表にみられるように購買力平価の均衡点をこえて円為替の低落が進行していること、しかも貿易収支が出超へ大幅転換しているにも拘らず為替低落が進行していること、更に三二年一月に正金がドル売りに出動し銀行間為替取引内容速報命令が出されるまでは基本的には為替放任政策がとられたことである。

こうして三二年中に急減な低落を示した為替相場は三三年以降前述の如くほぼ安定するに至るが、その安定化の基軸的役割を果たしたのは外為管理法制定（三三年三月公布、五月施行）であつた。外為管理法制定は、直接には資本逃避防止法（三二年七月）の尻ぬけを防ぎ長短資金移動を法制面から規制することにより為替相場の低位

第2表 為替相場と購買力平価

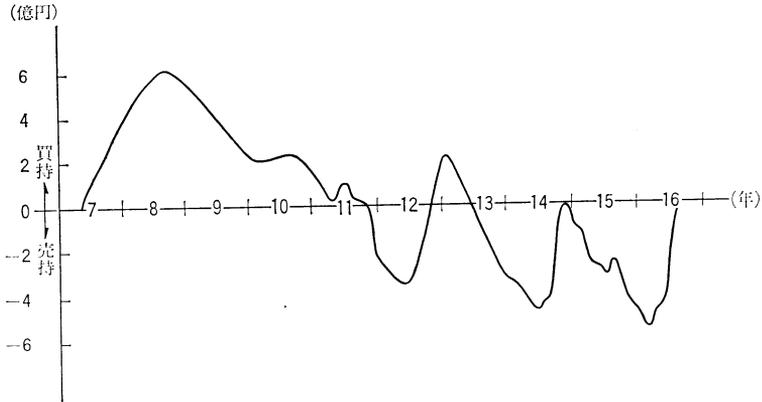
	為替相場		購買力平価	
	ドル	ドル	ドル	ドル
1932.1	35.97	33.95	33.95	33.95
2	34.19	32.60	32.60	32.60
3	32.14	32.45	32.45	32.45
4	32.87	32.30	32.30	32.30
5	31.99	31.95	31.95	31.95
6	30.35	33.05	33.05	33.05
7	27.47	33.10	33.10	33.10
8	24.59	33.15	33.15	33.15
9	23.48	31.25	31.25	31.25
10	23.11	29.71	29.71	29.71
11	20.63	27.86	27.86	27.86
12	20.75	26.46	26.46	26.46

(1) 『朝日経済年史』(1933年版)

安定を実現することを目的としていたが、重要なのは同法が実質的な貿易管理・貿易統制をなしうる規定を有していたことである。法制定時点では「今日の時期は尚ほ貿易管理等に不出ずるの必要が無いのでございますから、その点は極力さげまして、正常なる商取引に付いては能ふ限り自由主義を維持致して居ります<sup>(4)</sup>」との説明が加えられたが、外為管理法立案過程における

大蔵省内部の見解は、為替相場の維持を目的とするならば輸入制限即ち貿易管理にまで進まざるをえないというものであった。<sup>(5)</sup> 外為管理法が、以上の如き法制的資金管理として、しかも貿易統制との関連を意識して制定されるをえなかった根本的原因是に円が国際通貨たりえなかったこと、市場メカニズムに介入しうるだけの外貨資金を保持していなかったこと——その基礎としての先進帝国主義諸国に比しての生産力的低位性——に求められる。とはいえ、三七年までは、外為管理法における貿易統制機能は直接には発動されないうまま、一応の為替の低位安定が保たれたのであった。

以上の如き為替の推移に対し、物価・通貨の動きはかなり異なっていた。第1図に見られるように、三二年中に物価はかなりの上昇をみせたが、そのなかでも最も上昇率の高い輸入商品物価でさえも為替の低落率をかなり下回っており、三三年夏以降になって漸く為替相場の低落率をこす上昇を示すに至るのである。また、輸出物価、国内物価の上昇率は為替下落率よりもはるかに低く三三年以降三六年初頭まではほぼ安定しているのである。元来、為替相場の低落は、輸入物価の上昇↓国内物価の上昇↑劣賃・輸物物価の上昇という糸路を辿って物価の全般的騰貴を招き、相場低落による輸出促進効果を減少させていく筈である。しかし、この時期にはこうした物価と為替の対応関係は明確には検出しえずむしろ相当の乖離さえ見出されるのである。ここで注目すべきは、当該期の通貨の動向である。日銀券発行残高も預金通貨も三五年に至るまではそれ程の増加をみせていない。為替相場の大幅な低落が一方で存在し、他方保証準備発行限度の大幅拡張、日銀公債引受制度の案出等がなされたにも拘らず通貨膨張がみられなかったことは、当該期における通貨管理がかなりの程度まで成功したことを示しているといつてよい。



第2図 横浜正金銀行為替ポジション

注 原朗「日中戦争期の外貨決済」より引用

さて、ではこのような為替・物価・通貨の推移との関連において、産金時価買上はいかなる意味をもち、またどのような位置を占めていたのであろうか。第一に、産金時価買上は為替相場の急速な低落の進行過程で実施され、その実施後も為替相場の低落はとまらなかつたことである。政府海外払を為替送金による方法ではなく金現送によって行なつたという限りでは外貨資金需要を緩和したといえるが、その為替対策としての意義はその後の為替相場の推移が示すようにほとんどなく為替安定機能を果たすことはなかつたと考えられる。

第二に、間接的作用であるが、産金時価買上による金現送が、公的機関及び外為銀行の外貨資金を増加させ金・外貨ポジションを「好転」せしめたことである。勿論、外為銀行の外貨資金の増加は、直接には長短資金の国外流出の結果という側面が強いが（為替低落見込みによる短資流出だけではなく、当該期の為替低落により本邦外貨債流通市価が暴落を示した結果<sup>(6)</sup>）、金現送が為替対策としての意義は持ちえなかつたにせよその分だけ手持ちのド

ル・ポンド資金の減少を緩和したことは間違いない。事実、公的機関の外貨資金即ち在外正貨は前年に比べて二五〇〇万円近く増加しているのであり、外為銀行の外貨手持ち高も三二年、三三年には急激な増加を示しているのである(第2図後掲第6表参照)。

第三に、産金時、買上は「価格標準の固定性の喪失」の確認に他ならず「インフレ政策の事前の確認」<sup>(7)</sup>を意味していたことである。すなわち、価格標準の固定性を制度的に保証しているのは、金の鑄造鑄潰しの自由・兌換の自由・金輸出入の自由である。金本位制が停止された時点でかかる条件は喪なわれているから、価格標準の固定性はその時点で動揺することになる。産金時、買上は、まさにこの固定性の喪失を国家が制度的に確認したことになる。尤も、貨幣法第二条は何ら否定されておらず、日銀券発行は正貨準備プラス保証準備という枠をはめられており、一匁五円という金価格は正貨準備発行に厳格に対応させられていた。従って産金時買上は金本位停止によって出現した金の「二重価格」を公認し「二重価格」の存在を固定化したという意味を持っていたのであり、いわば過渡的性格を有するものであったと考えられるのである。それが過渡的であることは、上述の如く貨幣法が日銀券発行を基底において部分的にはあれなお制約していたという側面からだけではなく、産金時買上後も平価切下による金本位復帰(価格標準の固定性の回復)という主張がかなり広汎に存在していたことからも裏付けられるであろう。

もう一つ問題となるのは、買上時価そのものについてである。買上時価は次のように決定された。<sup>(8)</sup>

買上価格ハ正金銀行対米電信売為替相場ニ法定平価ト該為替相場トノ差額ノ十分ノ一ヲ加ヘタルモノヲ標準トシテ算出セ  
ル価格ヲ以テ買上ゾ。

すなわち、産金時価買上によって買上金価格（買上開始以降における金の市場価格）は為替相場の変動に追随しこれに照応して決定されるようになった（為替相場が金価格を規定したのであってその逆ではない。例えば、三二年三月から同年末まで買上価格は急速に上昇するが、翌年二月から五月まで買上価格は反転下落している。第1図参照）。そして、この為替基準による産金時価買上は、買上以前の三二年一月～三月一匁六円三〇銭から六円七〇銭の間で動いていた市中金相場＝金市場価格を一挙に七円三〇銭にまで引きあげることになった。金本位停止下では、金兌換が停止されていることの故に不換紙幣は独自の紙幣流通法則を貫徹し、その下で紙幣の過剰発行、過剰流通がなされることを通じて価格標準の切下げが現実化してくるのであるから、政府による金買上価格（市場価格）の引上げはその意味では「価格標準引下げの事前の確認」といってもよいであろう<sup>(10)</sup>。しかし、前にも述べたようにこの産金時価買上によって貨幣法は全く有名無実化した訳ではなく、為替相場の変動が完全に名目化した訳でもない。従って産金時価買上は、通貨膨脹を通して現実化する「価格標準の引下げ」を促進する一つの契機となったのであり、あくまで過渡的性格のものとして理解されるべきであろう。

(1) 産金時価買上政策を直接検討の対象とした最近の業績に、浅田政広「わが国における為替インフレーション論争の背景」（松井安信・三木毅編著『信用と外国為替』ミネルヴァ書房、一九七八年）、同「満州事変以後の為替相場と物価」（北大『経済学研究』第24巻第1号、一九七三年）がある。本小論は視角はやや異なるが、上掲浅田論文からいくつかの示唆をうけた。

(2) 大蔵省理財局国庫課「政府金買上制度概要」（大蔵省『議会参考書』議65―21、『日本銀行金買入法案参考書』所収、昭和九年三月）による。

(3) 日本銀行『日本銀行沿革史』第三集第一巻、五一頁。

(4) 大蔵省理財局国庫課長青木一男が東京銀行集会所において一九三三年四月二八日行なった外為管理法趣旨説明中の

発言（大蔵省『外国為替管理に関する講演集』一九三七年）。

- (5) 外国為替管理法公布（一九三三年三月）直前の時期における大蔵省理財局国庫課文書（「外国為替管理ニ関スル件」）「為替管理ニ就テ」、いずれも『昭和財政史資料』1—88所収）は次のように、輸入管理の必要性を述べている。

金本位離脱国ニ於テ為替ノ低落ヲ防止セムトセハ根本的ニハ国際貸借ノ改善ト国内ノ通貨統制トニ俟ツヘキコト勿論ナルカ為替管理ニ依リ強制的ニ此ノ目的ヲ達セムトスルニハ為替ノ思惑殊ニ資本ノ輸出ヲ敵ニ取締ルト共ニ輸入制限、ニマテ及フコト必要ナルヘシ、（為替管理ニ就テ）より引用、「外国為替管理ニ関スル件」にも同趣旨の文  
言がみられる。傍点引用者。

- (6) 例えば、三一年八月と三二年五月を比較するとニューヨーク市場における本邦外貨債相場は以下のような暴落を示している。五分半利米貨公債九六・七五ドル（利廻五・七二%）↓五〇・〇〇ドル（一一・三二%）、東電六分利米貨社債八二・六三ドル（七・六六%）↓三六・五〇ドル（一六・八八%）、東京市米貨公債九五ドル（五・八四%）↓三八・〇〇ドル（一四・六%）（津島寿一「我國の国際貸借及対外金融に就て」、『日本金融史資料』昭和編、第二〇卷、五四八頁による。なお本邦外貨公債の海外相場についてより詳しくは大蔵省『金融事項参考書』各年版をみよ）。

- (7) 日銀調査局「満州事変以後の財政金融史」（『日本金融史資料』昭和編第二七卷、三三頁）。
- (8) 三二年六月に出された政友会の平価切下決議は明らかにそうした性格のものであった。一九三二年九月一日の東洋経済座談会（「円の前途と対策座談会」、『東洋経済新報』一九三二年九月二四日号）における政友会財界対策委員長大口喜六の発言はその点を裏付けている。

- (9) 『日本金融史資料』昭和編第七卷、七二六頁。

- (10) 前掲浅田論文の表現。しかし、ここから直ちに、産金地価質上以前の為替相場の変動は「思惑投機のみによる」実質的なものであり、時価質上以後は「価格標準の切下」に規定された名目的なものであると理解するのは明らかに論理の飛躍があり、事実認識の過度の単純化があるように思われる。より根底的には、戦前日本資本主義において貿易収支入超が構造的なものであり、それを長短外資の流入が補填することにより国際収支の均衡がはかられてきたこと、一九二〇年代にはかかる条件の下での国際収支均衡がはかられつつも国内均衡が優先され、在外正貨の払下によって為替相場の維持（旧平貨の維持）が保たれたこと、等の問題を充分視野に入れなかったために、かかる飛躍、単純化

が生じているのではないであろうか。

## 二 日銀金買入法の制定

前節でみたような経緯のもとに開始された産金時価買上は、翌三三年に入ると早くもその位置付けを変化させ、金政策としての適合性を次第に失なわせることになった。産金買上額は前年に比して半減し、金の現送も三二年にはほとんど毎月行なわれていた（四―六月、九月、一―一二月）のに対し、三三年には僅か二ヵ月（三月と九月）にとどまった（第3表）。買上額及び現送額がこのように低下した理由としては、これまで為替の低位安定がその必要を減せしめたためである<sup>(1)</sup>とか、貿易収支の均衡化がその必要性を緩和したためである<sup>(2)</sup>とかがあげられてきた。しかし、産金買上額及現送額低下の最も大きな原因は、上述の如き国内的要因にあったというよりはむしろ国際的な通貨体制の動揺にあったというべきであろう。

すなわち、直接的にはアメリカの金本位停止が、そしてよりひろくは先進資本主義諸国間の為替低下競争――

第3表 金現送額月別表  
(1000匁：1000円)

	数	量	金 額
1932.	4	542	4,038
	5	979	7,121
	6	3,784	27,488
	9	1,348	10,648
	11	1,253	10,797
	12	1,496	13,526
32年中計		9,404	73,622
1933.	3	1,192	11,185
	9	1,050	9,740
33年中計		2,243	20,925
合 計		11,648	94,547

- (1) 大蔵省『日本銀行金買入法案参考書』(『議会参考書』65-21)より作成  
 (2) 未滿切捨。  
 (3) 1933. 3 まではアメリカ向、1933. 9 はイギリス向。

その調整としてのロンドン国際経済会議の失敗が産金時価買上と金現送の意義を低下せしめたのであった。

この事情を大蔵省の一資料は次のように述べている。<sup>(2)</sup>

昭和八年四月米國が金本位ヲ放棄シ兌換ヲ停止シ且ツ國內ニハ倫敦ノ如ク金地金自由市場モ存セザリシヲ以テ買上ゲタル金地金ヲ従来ノ如ク米國ニ現送シ平価ニテ米貨資金

ヲ調達スル時ハ地金ヲ英國ニ現送シ倫敦金地金市場ニ於テ売却シテ得タル英貨代リ金ヲ米國ニ送金シテ米貨資金ヲ調達スル場合に比シ其米貨資金手取額ハ遙ニ少額トナルヲ以テ米貨ガ金価値ヲ回復スルカ又ハ米國ニ金地金自由市場ノ開設セララル迄ハ米國ヘノ金地金現送ハ之ヲ中止スルヲ可ト認メラルルニ至レルヲ以テ昭和八年四月以降米國ヘノ金現送ヲ中止セリ。然ルニ適々同年六月ヨリ倫敦ニ於テ開催中ノ國際經濟會議ニ於テハ貨幣及ビ信用政策ニ関スル審議行ハレツツアリ……當時為替相場ノ激変アリシコト英、米、仏間ニ於ケル弗貨及磅貨安定ニ関スル協議進捗中ナルコト等ノ事態ニ鑑ミ米國ノミナラズ其他ノ國ノ為替相場モ何等カ為替安定ニ関スル協定ノ成立スル迄ハ今後相当ノ動搖無キヲ保シ難ク從ツテ政府ノ立場ノミヨリスレバ為替相場ヲ標準トスル金地金ノ買上ハ当分ノ間中止スルコト最モ穩当ナリトモ考ヘラレタリ。

以上に述べられていることから明らかなように、我國産金時価買上・海外現送を困難としたのは、國際金本位制の崩壊過程の進行と國際間為替調整<sup>11</sup>國際經濟機構再建の難航であった。しかし、そうした状況の下でも、産金時価買上を中止することは、産金業者に多大の打撃を与え政府が押しすすめてきた産金奨励政策を否定することになるとして、買上価格を一匁八円八十八錢に据置いて産金買上が続行されることになった。

だが、そこで続行された産金時価買上は上述の経過からも推しはかれるようにかなりの限界をもつものであった。というのは、第一に買上時価が当時の國際的金価格よりも相当低く(例えば、三三年一月中旬のロンドン金塊相場は一オンスに付六ポンド八シリング二ペンス、円換算一匁一三円一八錢で、買上価格八円八八錢はロンドン金価格の六七%にすぎない)、そのために国内産金の密輸出を助勢した。第二に前述の如き國際的な為替動揺と金本位停止の進行は、政府海外払の金現送による決済の有利性と安定性を失なわしめた。産金時価買上は元來金の海外現送を目的として開始されたが故に、こうした前提条件の喪失は産金買上そのものの積極的理由を失なわしめる結果となつたのであった。

かくて、三二年三月に産金時価買上という形で開始された我国金政策は次第に轉換を要請され、三四年四月に

は日銀金買入法の制定・施行に至るのである。

日銀金買入法は全体で僅か八カ条からなるごく短い法律である。<sup>(4)</sup>まず、同法がいかなる内容を有していたかをごく簡単にみておこう。第一に金の国内保有をその目的規定としている(第一条)。第二に買入主体は政府ではなく日銀であり、買入金は正貨準備に充当される(第一条、第三条)。第三に金の買入価格と正貨準備充当価格との差は、政府が借入金証書を日銀に交付することにより補填される。日銀はこの借入金証書を保証発行準備に充当する(第四条)。第四に政府が必要とする場合には金を国庫金勘定に移管しうる(第五条)。第五に正貨の評価換を行なう時は、評価換による利益は国庫がこれを取得する(第六条)。第六にこの金買入によって日銀は直接には利益も損失も蒙らない(第七条、第八条)。

以上が、日銀金買入法の主要な内容である。産金時価買上が金の海外現送を前提にしていたのに対し、国内金集中を主要な目的としていること、買入主体が政府から日銀に変化したことが「金地金買上並輸出手続」との大きな相違点であるが、その他にも同法において看過しえない点がある。

まず注目すべきは、買入金が正貨準備に充当されること、しかも買入価格<sup>(5)</sup>と正貨準備充当価格の差が当然の前提とされ保証準備発行によってその差が補填されるメカニズムが形成されていることである。このことは、換言すれば金地金 $\parallel$ 正貨を基礎として日銀券を発行する場合、実質的には一匁五円ではなく金買上価格によって日銀券発行がなされるということを意味している。買入正貨 $\parallel$ 金の増加分に正確に比例して、日銀券が買入価格分だけ増発されるのである。これは、文字通り一匁五円という公定価格標準の否定に他ならない。産金時価買上において確認された金の「二重価格」は、この日銀金買入法において公定価格標準の基準点の喪失として、すなわち明

らかに公定価格標準の切下げとして法認されたのである。従って、金買入法の制定こそが、事実上の価格標準の公的強力による引下げを公的価格標準を引下げることによって促進したものであると位置付けることが出来よう。このことは、同法が平価切下げを予想した条文を含んでいることによっても確認できる。同法第六条がそれである。この条項は、法案審議過程（第六五議會衆議院三件委員会）でも問題にされたが、客観的には金買入法制定による事実上の「公的価格標準の切下げ」の事後的確認を規定したものと考えることが出来るのである。

日銀金買入法は以上のような内容を有するものであった。では、この金買入法が制定されるに至った直接的契機はどこに求められるであろうか。産金時価買上が金政策としての適合性を次第に欠くに至った事情については既に述べた。しかし、何故に三四年四月という時点で金買入法が制定されたのかという点を明らかにするために、もう少し立ち入った検討が必要と思われる。この点を次にみることにしよう。

前述のように日銀金買入法は第六五帝國議會に提案されたが、蔵相高橋是清はその提案理由を次のように述べている。<sup>(6)</sup>

……最近ニ於ケル國際經濟ノ情勢ハ、著シク変化シマシタノミナラズ、我ガ國際収支ハ顯著ナル改善ノ跡ヲ示シテ居リマス、サウ云フ実情ニ鑑ミマシテ金ハ成ルベク之ヲ国内ニ保有シ正貨準備ノ充実ヲ図ルコトガ適當ト認メラレルニ至ッタノデアリマス

また、同じ第六五議會の衆議院三件委員会（三四年三月一六日、第二回委員会）で、大蔵省理財局長津島寿一は、提案理由をやや具体的に以下のように述べている。<sup>(7)</sup>

第一ニ我國ノ需要カラ申シマスト、國際貸借ノ状況ガ其後大分改善サレマシテ、従来ノ如ク内地ノ産金ヲ以テ海外ノ支払

ニ充当スルト云フヤウナ必要、並ニ為替市場ノ全体状況カラ見マシテモ、其必要ハ殆ド薄ライデ参リマシタ、而シテ又海外ノ事情カラ申シマス、御承知ノ如ク最近ニ於テハ、各国ノ将来ノ通貨政策或ハ本位制度ノ問題ニ関シテ、倫敦會議以來十分研究ヲ尽サレテ居リマスルガ、兎ニ角金ヲ吸収スルト云フ政策ハ、各国トモ一貫シテ居ルヤウデゴザイマシテ、我國ニ於テモ将来ノ金本位制度ヲ、ドウスルカト云フ問題ハ姑ク措キマシテ、少クトモ内地ノ産金ハ之内地ニ保有スルト云フ建前ヲ執ルコトガ、國際情勢カラ見テモ必要ニナツテ参ッタノデゴザイマス。

つまり、貿易・國際収支の改善という一国的条件と主要国の金集中政策の展開という國際的条件が金買入法案提出の理由とされているのである。そこで、この具体的内容について更に検討を進めることにしよう。<sup>(8)</sup>

第一の貿易・國際収支の改善については、第4表にみられるように確かに「改善」されている。しかし、こ

第4表 國際収支(本土：年平均) (100万円)

	貿易収支 ①	サービス収支 ②	うち運輸		移転収支 ③	経管収支 ④	長期資本収支 ⑤	短期資本収支 ⑥	總収支 ⑦	金移動 ⑧	在外正貨増減 ⑨
			投資	利益							
1920-29	△442.4	181.9	145.7	50.6	24.4	△236.0	△108.4	286.2	△58.3	50.5	△108.8
30-31	△156.7	136.9	121.4	40.6	△0.8	△20.6	△318.1	△67.6	△406.2	△322.6	△83.6
32	△116.7	89.6	103.2	41.7	68.3	41.2	△279.5	159.5	△78.8	△102.8	24.0
33	△97.1	85.0	133.5	11.5	61.5	49.4	△228.0	96.8	△81.8	△7.7	△74.1
34	△156.7	99.7	149.3	42.2	70.5	13.5	△285.1	284.9	13.3	22.4	△9.1
35	19.9	146.7	183.7	66.7	72.6	239.2	△528.4	269.5	△19.7	△18.6	△1.1
36	△36.3	222.4	199.8	114.3	50.2	236.3	△353.2	146.4	△29.5	28.4	1.1
37-41	332.7	△819.8	106.9	133.8	83.0	△404.0	△1,049.7	902.5	△551.2	△547.2	△4.0

(1) 山本・山本「貿易と國際収支」p.62-63, 225-227より作成。

(2) ①+②+③=④, ④+⑤+⑥=⑦, ⑦=⑧+⑨。

(3) 短期資本収支には誤差、脱漏を含む。

第5表 地域別貿易収支、貿易外収支(100万円)

	貿易収支		貿易外収支		総合収支		〔参〕 「対満」 投資
	円ブ ロック	第三 国	円ブ ロック	第三 国	円ブ ロック	第三 国	
1932	0	△ 67	2		△ 65		97
33	121	△205	89		5		161
34	199	△345	△ 39		△185		252
35	197	△214	△193		△210		382
36	221	△349	△244	206	△ 22	△142	264
37	326	△963	△666	80	△340	△883	453
38	597	△537	△942	103	△345	△434	525

(1) 山澤・山本「貿易と国際収支」p.41. 但し、対満投資は、原朗「大東亜共栄圏」の経済的実態」(『土地制度史学』第71号)による。

(2) 円ブロックは1932-35年は「日満」、36-38年は「日滿北支」。

○年代前半にかけてのわが国外貨資金の増減をみたものである。同表によれば、二〇年代はほぼ一貫して外貨資金が減少したこと、三二―三三年の兩年に外貨資金の増加がみられ、三四年以降は再び減少に向っていることを読みとりうる。ここで問題となるのは三二―三三年である。同表から三二―三三年の兩年には内外正貨(＝金地金)の払出があったにも拘らず、それを上回る外為銀行の外貨資金の増加が、全体としての在外資金の増加がもたら

から直ちに金現送の必要がなくなったと結論づけることは出来ない。というのは、この国際収支を円ブロックとそれ以外に区分すると第5表の如くになり、円ブロック以外の貿易収支は、三三年以降三六年まで年平均二―三億円の入超を示しているからである。一九三五年一二月の日満通貨リンク以前は一応「満州」は外貨圏であるとはいえその貿易決済の過半は日本銀行券、朝鮮銀行券ないしは円貨建であり、投資資金に至ってはほぼ全額がそうであったから、「満州国」建国以後は対満貿易出超は外貨を獲得しえなかつたと考えられる。従って、三二―三三年における貿易収支の均衡化が金現送の必要性を失わしめたとはとてもいえないのである。にも拘らず三四年に入ると金現送がほとんど行なわれなかつたこと、更に日銀金買入法制定後三六年までまったく金現送が途絶えたことは事実である。これを可能にしたのは、実は外為銀行における外貨資金・外貨買持の増大であった。第6表は大蔵省調査による二〇年代後半から三

第6表 金・外貨資金増減状況(1000円)

	金・正貨流入 又ハ現送(△)	在外外貨 増減	為替銀行在外 資金増減	差引 増減(△)
1926	△ 31,807	△ 12,830	△125,929	△170,566
27	△ 35,995	△ 32,282	△ 80,653	△168,912
28	443	△ 45,413	△ 47,768	△ 92,738
29	547	132,851	△142,241	△ 8,842
30	△286,750	△ 17,991	227,113	△ 77,628
31	△388,195	△ 30,564	88,806	△329,943
32	△112,059	△ 10,545	117,290	5,314
33	△ 20,919	△ 87,856	264,827	156,052
34	0	△ 16,680	△ 38,028	△ 54,708
35	0	△ 4,888	△165,497	△170,183

(1) 大蔵省「本邦保有金ノ現送ニ関スル件」(「昭和財政史資料」7-17)より作成。

らされていることが判明する。第三国貿易収支が入超であるにも拘らずなぞ外為銀行の外貨資金が増加したのかという点は、外為銀行の外支店業務、外為業務の具体的内容が判明しない限り根本的には明らかとならないが、国内資本逃避による外貨預金の増大(外為管理法以前)、国際短資移動による外国短資の吸収、貿易付随業務(運賃・保険収入)の活発化による外貨資金の吸収等が外為銀行の外貨資金の増大をもたらしたと推定しうる。「金現送を不必要」とする条件は、実はここにこそあったというべきであろう。貿易収支の改善、国際収支の均衡化がストレートに金現送を不必要とする条件をつくり出した訳ではないのである。

日銀金買入法制定の直接の契機は、従って「貿易・国際収支の改善」にあったというよりはむしろ各国の金集中政策の展開、より直接には三四年一月のアメリカ金準備法制定にあつたといふことが出来る。この金準備法制定は、三三年八月の財務省国内産金購入命令、同年一〇月の国内・世界両市場での金購入大統領演説によって打ち出された金集中政策の確立を意味していた。金準備法に基いてアメリカはドルを四〇・九四%切下げ一トロイオンス三五ドルの金固定価格を設定するとともに、この固定価格で無制限に金を買入れる一方、アメリカに対し固定価格で金を売却する国の中央銀行に対してのみ同価格で金を売却するという体制を創出した。つまり、金準備法は、価格標準の強制

第7表 主要国政府または中央銀行金保有高

(100万金ドル 但し1オンス=20.67ドルで換算)

	アメリカ	フランス	イギリス	スイス	ベルギー	イタリ	オランダ	日本	ドイツ
1930.12	4,225	2,100	718	138	191	279	171	412	528
31.12	4,051	2,699	588	452	354	296	357	234	234
32.12	4,045	3,254	583	477	361	307	415	212	192
33.7	4,001	3,213	925	351	374	368	311	212	58
12	4,012	3,022	928	386	380	373	371	212	92
34.6	4,640	3,115	933	316	369	340	338	227	17

(1) 『東洋経済新報』(1934. 10. 13)より引用。

的引下を行うことにより国内景気回復を図るという意図と、無制限に固定価格金買入を行うことによりドル相場を引下げ、そのことを通じてイギリスの為替平衡勘定を牽制しドルを基軸通貨化するという意図を持っていたということが出来る。

かかる金集中政策が採用されたのはアメリカだけではなかった。主観的意図や客観的条件は異なるとはいえ、第7表にみられるように主要資本主義国の中央銀行金保有額はいずれもかなりの増大を示している。そしてこの金集中政策を決定的な形で提示したのが金準備法制定だったのである。三三年夏以降、次に適合性を欠くに至った「産金時価買上」という形態での金政策を、日銀金買入法に転換せしめた決定的契機がアメリカ金準備法制定にあったことは、さらに次の諸点からも確認しうる。

第一に、少なくとも三三年一月の時点では未だ産金時価買上を廃止する方向は打ち出されておらず、金買上価格をロンドン金市場、日英為替基準とするという修正措置がとられていること(注(3)を参照)。第二に、大蔵省内部で日銀金買入法の原型がはじめて打ち出されるのが、三四年一月末日頃であること(10)この時点でもなお日銀に金の買入を行なわしむるメリット・デイメリットが並記されており、金買入法に規定された政府借入金証書交付形式による差額補填

案は案出されておらず、政府損失補償案となつてゐること。金買入価格の決定方式は翌二月末日になつて漸く基準が定められたと思われること。これらの点から、金の国内保有、金集中を目的規定とした日銀金買入法は、明らかに各国の金集中政策、直接にはアメリカ金準備法制定への対応として制定されたものであることが判明しよう<sup>(11)</sup><sup>(12)</sup><sup>(13)</sup>。

以上、日銀金買入法の法制上の内容、産金時価買上との異同、金買入法制定の直接的契機について検討を加えてきた。既に紙幅も尽きてきたので、最後に項を改めてごく簡単に日銀金買入法がどのように機能したのか、そしてそれが三七年の金準備法、金資金特別会計の設置に移行せざるをえなかつた理由は何かを検討し結びにかゝることとしたい。

(1) 前掲「満州事変以後の財政金融史」〔『日本金融史資料』昭和編、第二七卷、六五頁〕。

(2) 前掲大蔵省「政府金買上制度概要」。

(3) 産金買上価格は三三年六月から同年一月までは上述の価格に据置かれたが、同年一月に「倫敦金塊相場ニ依リ修正セル日英為替平価ト、大蔵省ノ認ムル対英電信相場ニ前記ノ修正セル為替平価ト該対英電信売為替相場トノ差ノ十分ノ二ヲ加ヘタルモノトノ比タル係数ヲ使用シ算出スルコト」に修正された(同右資料による)。

(4) 法律全文は左記の如くである。

第一条 政府ハ金ヲ国内ニ保有スル為大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ金ヲ買入レ之ヲ保有セシムルコトヲ得

第二条 日本銀行ハ本法ニ依リ買入ルル金ノ買入価格ニ付大蔵大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三条 本法ニ依リ買入レタル金ハ之ヲ兌換銀行券ノ引換準備ニ充ツベシ

第四条 政府ハ本法ニ依リ日本銀行ガ買入レタル金ノ買入価額ト其金ヲ純金ノ量目七百五十ミリグラムニ付一円ノ割合ヲ以テ評価シタル金額トノ差額ニ相当スル金額ヲ補填スル為同行ニ対シテ同額ノ債務ヲ負担シ借入金証書ヲ交付ス前項ノ債務ハ無利子トシ一億円ヲ限度トス

第五条 政府ハ海外払其ノ他特別ノ必要アリト認ムルトキハ日本銀行ニ対シ本法ニ依リ買入レタル金ヲ其買入価格ヲ以テ同行ニ於ケル国庫金ノ勘定ニ移スベキコトヲ命ズルコトヲ得 前項ノ場合ニ於テ日本銀行ハ国庫金ノ勘定ニ移シタル金ニ付其買入価額ト純金ノ量目七百五十ミリグラムニ付一円ノ割合ヲ以テ評価シタル金額トノ差額ニ相当スル金額ヲ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ政府ニ納付スベシ

第六条 日本銀行ハ本法ニ依リ買入レ保有スル金ニ付利益ヲ生ジタルトキハ其利益ニ相当スル金額ヲ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ政府ニ納付スベシ

第七条 第四条一項ノ政府ノ債務ハ第五条第二項及前条ノ納付金ノ納付ノトキ之ヲ償還ス

第八条 政府ハ日本銀行ニ対シ同行ガ本法ニ依ル金ノ買入ノ為ニ発行スルヲ要シタル兌換銀行券ノ発行額ニ対シ納付シタル発行税額ニ相当スル金額ヲ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ交付ス

附 則 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 本法施行ノ際現ニ日本銀行ニ於ケル国庫金ノ勘定ニ属スル金ヲ政府ガ同行ニ移ス場合ニ於テハ同行ノ受入ルル金ハ之ヲ本法ニ依リ買入ルルモノト看做ス

(5) 金買上価格は、議会で の 答弁によれば、産金奨励と政府財政負担とのバランスを考慮し、ロンドン金塊相場、日英為替相場を基準として定めるとされた(三四年三月一七日、第六五議會衆院三件委員会、『日本金融史資料』昭和編第一五巻、六七八頁)。実際には金買入価格は三四年四月には一匁一円六銭と決定され、その後三五年一月一円五八銭、三六年五月一三円九銭、三七年五月一四円一三銭に引上げられた。

(6) (7) 前掲『日本金融史資料』昭和編、第一五巻、六四六頁、六六三頁。

(8) なお、当該期の貿易構造、国際收支構造のあり方、より広くは当該期の対外経済関係について、筆者は別稿を用意している(この概要に関しては、一九八〇年度社会経済史学会共通論題において報告を行なった)。

(9) 金準備法につき詳しくは、加藤栄一「ニュー・デールの金政策」(『マルクス経済学の研究』下、東京大学出版会、一九六八年)を参照。

(10) 大蔵省理財局国庫課「金ノ国内保有ノ為日本銀行ヲシテ金ヲ買入レシメ政府ニ於テ其損失ヲ補償スル制度ノ可否」(一九三四年一月二九日)同文書は、「金ヲ国内ニ保有スル制度トシテハ政府ニ於テ金ヲ買入レ法定平価ヲ以テ買戻条件付ニテ日銀ニ売却シ保有セシムル制度ノ外ニ日本銀行ヲシテ金ヲ買入レシメ政府ニ其買入レニヨリ生ズル損失ヲ

補償スルノ制度ヲ考慮スベシ」として、この日銀金買入制度の要綱を述べ、その上で日銀金買入制度の可否を検討している。買入制度要綱はほぼ日銀金買入法と同様であるが、正貨充当価格の差を、政府が損失補償する点が異なっている。また、この制度の可否については、正貨充実を目的とするのだから日銀が行なうのが順当であること、特別会計を設ける必要がないことがメリットとしてあげられ、平価切下に関する明確な規定なく日銀が法定平価以上の価格で金売買を行ないうるかに疑問があること、中央銀行の信用を傷付けること、平価切下を暗示すること、政府の損失補償があるまで何の準備もなく兌換銀行券を発行させることになること、等がディメリットとして指摘されている。

(11) 大蔵省理財局国庫課「国内産金ノ買入価格ノ決定方法ニ関スル件」(三四年二月二七日)では「日本銀行ニ於ケル国内産金ノ買入価格ハ……世界的時価ヨリ一割又ハ一割五分低位ニ(或ハ世界的時価ノ七割五分乃至九割五分ノ範圍ニ於テ適宜)之ヲ決定スルヲ適當ト認ム」とされている。

(12) 勿論、日銀金買入法以前に、金の国内保有、金集中が一般的に提起されなかつたということを主張するものではまったくない。金国内保有の主張は、例えば前掲の東洋経済新報座談会(三二年九月一日、前節注(8)参照)で既に何人かによってなされているからである。ここでは、それが制度として現実化するのはいつか、何を契機としているのかを問題としているのである。

(13) 高橋是清は、日銀金買入法提案の真の目的はどこにあるかという質問に次のように答えている。「理想トシテハ、早く世界中皆金本位ニ復帰シテ、為替相場ガ安定シテ、サウシテ互ニ此貿易、有無相通ズル途ノ自由ニ開ケルコトヲ望ムト云フコトハ、我國ノ従来執ツテ来タ所ノ政策ノ方針デアアル、早く世界ガサウナツテ呉レ、バ宜シイト思フガ、自ラ指導者トナツテ之ヲ導ク位置ニハ、日本ハマダ立ツテ居ラヌノデアアル……今我國トシテハ、為替相場ガ下ルカラ之ヲ下ラヌヤウニ喰止メル、或ハ高過ギルカラ之ヲ下ゲナケレバナラヌト云フ所作ヲ取ル方法ハ殆ド無イノデアリマス……シテ見レバ常ニ此貿易及ビ貿易以外ノ海外トノ取引上ニ於テ、成ベク均衡ヲ保ツヤウニ注意ランシナケレバナラス、若シ貿易上ニ於テ、ドウシテモ輸出ヨリモ輸入ガ超過スル、而シテ其勢ガ中中已マナイ、或ハ今足リナイ所ノ我金貨マデモ持出シテ決済ランシナケレバナラヌカ、或ハ又非常ナ高利ナ外債デモ更ニ借リテ、決済デモシナケレバナラヌト云フヤウナ破目ニナルト云フコトハ、何トシテモ是ハ防ガナケレバナラヌ、其場合ニ於テハ今日迄ハ為替管理法ニ依ツテ多少貿易ノ制限モ出来ルコトニナツテ居ルガ、尚ホソレデハ十分デナイカラシテ、外国ノ変化ニ応ズル為ニ、

適当ナ処置ヲ取ル為ニ、今日此法ヲ立テ、今考究ヲ致シテ居ル訳デアリマス」

「将来国際間ノ関係ト云フモノガ、今日ノ儘デサウ永続スベキモノデハナイ、ソレ故ニ何時カ経済ノ常道ニ復帰シマセウ、即チ其時ハ先刻モ申ス通り為替相場モ安定シ、世界共通ノ通貨ト云フモノモ、金トカ或ハ銀トカ或ハ金銀兩本位トカ云フコトニ定ツテ来マセウ、サウ云フ場合ニ於テ、何時デモ日本ハソレニ御付合スル用意ガアルト云フ立場ニ、常ニ立ツテ居リタイノデアリマス」(『日本金融史資料』昭和編、第一五巻、六五三〜四頁、六六〇頁)。

### 三 日銀金買入法の機能と限界——結びにかえて——

一九三四年四月六日の日銀金買入法制定後、三七年八月一〇日に金準備評価法制定、金資金特別会計の設置によつて同法が廃止される迄に、第8表にみられるように総計一〇万八二五七kg、三億五九一二万円の金が買入れ

第8表 日銀金買入法による金買入額

	買入重量	買入額	買入価格
	kg	1000円	(4月) 円/g
1934. 4-12	16,995	50,137	2.95
1935. 1-12	28,295	87,405	(1月) 3.09
1936. 1-12	33,205	112,592	(5月) 3.50
1937. 1- 8	29,760	108,987	(5月) 3.77
計	108,257	359,123	

- (1) 『日本銀行沿革史』第3集第5巻による。  
 (2) 買入は内地分のみで「満州」を除く。

られた。そして、この金買入を実行するために、差額補填政府債務限度額は、三五年三月二五日には法制定時の一億円から二億円に、三七年三月三一日には二億円から四億円に拡張された。この間三七年三月に至る迄、金の海外現送はまったく行なわれず、日銀金買入法は「金の国内保有」「正貨充実」という目的を一応は達成したといつてよい。しかし、問題はいかなる条件がそれを可能としたかという点にある。既に述べたように、それを可能としたのは実は外為銀行における外貨資金・外貨買持の増大であった。つまり、三二―三三年の外貨資金の増大(前掲第2図、第6表参照)が三四年四月の日銀金買入法の制定を可能にしたのであり、同様に三四年以降の

日銀金買入の進行も他方におけるこの外貨資金の蕩尽とのバランスのうえになされたものだったのである。このことは、日銀金買入法に基く「金の国内保有」量そのものが外貨資金、外貨買持の量に規定されていることを意味していた。

というのは、第三国貿易入超が続く限り外貨資金の消費は結局発現せざるをえないし、さらにブロック化が世界的に進展することにより、双務的あるいはブロック内貿易が主軸となり、同時に資本移動が制約されていく以上、外為銀行の外貨吸収力は弱まらざるをえないからである。とりわけ、我国の外為銀行が、短資吸収を軸として外貨資金の吸収を図っていたという事態は外貨資金吸収力を極めて脆弱なものたらしめ、上述の条件に規定されて貿易構造の面から或いは短資移動構造の変化等の資金移動の面から何らかのインパクトが生ずれば外貨資金は一挙に減少する可能性すら持っていたといわねばならない。三四年以降の外貨資金の減少はかかる条件の発現を示すものであり、外為銀行における三二―三三年に増大した外貨資金が使い尽くされる三七年に「金の国内保有」が放棄され、金現送が再開されたのはまさしくこのことを示しているといつてよい。

産金時価買上、日銀金買入法制定と進む我国の金政策は、国内的には価格標準の人為的切下げによるインフレ政策展開の条件をつくり出したが、そうした政策の展開そのものが我国においては一国的、独立的に可能だった訳ではなく、以上の如き金・外貨資金の存在量に規定されていたのである。世界経済が「常道ニ復帰」したときに、「自ら指導者トナツテ之ヲ導ク位置ニハ……マダ立ツテ居ラヌ」そして自力では「為替ラドウスルコトモ出来ナイ」<sup>(1)</sup>日本が脱落者となることを防ぐという位置付けをもって開始された「金の国内保有」「正貨充実」は、世界経済の統一性が回復されない以上「金現送の再開」に帰結せざるをえなかったのである。三七年三月からの

金現送再開、三七年八月の金準備評価法制定、金資金特別会計の設置はその一表現に他ならなかった。<sup>(2)</sup>そしてかかる限界の「解決」をめざし円ブロックの暴力的拡大がおしすすめられていくのであるが、それは軍需重化学工業原料需要の増大、植民地投資の増大により、逆にますます外貨資金不足を深刻化しインフレーションを激化させていくことになる。しかしこの点の検討は別稿に譲ることにし本稿はひとまずここで筆を擱くこととする。

(1) 第六五帝国議会における蔵相高橋是清の発言(『日本金融史資料』昭和編、第一五卷、六五三、六六九頁)。

(2) 金準備評価法、金資金特別会計、外国為替基金設置等の問題については、原朗「日中戦争期の外貨決済」(1)~(3) (東京大学『経済学論集』第三八卷二号~三号、一九七二年)、同「日中戦争期の外国為替基金制度」(高橋幸八郎外編『市民社会の経済構造』有斐閣、一九七二年)を参照されたい。